



入札・契約の対応方針(工事)（一部見直し）

今回の見直し項目
特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行

令和8年1月13日
中国地方整備局
港湾空港部



特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行

見直し

◇経緯

- ・中国地整においては、地元企業の健全な育成と地域の景気浮揚につなげることを目的として、令和6年4月1日以降に公告する工事より、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加点評価を行う試行を実施中。
- ・今般、この取組が全国に展開されること、他地整における実施状況などを踏まえ、令和8年1月13日以降に公告する工事より対象企業及び工種区分、配点割合の見直しを行う。

◇試行内容

- ・特定JV発注工事における地元中小企業評価に関して、単体・JV代表者はA等級、JV構成員はA等級又はB等級を対象。
- ・地元とは、A等級においては中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者とし、B等級においては当該工事場所の県内に本社（本店）を有する者とする。ただし、B等級については、対象企業を十分に確保出来ない場合、中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者に拡大するものとする。
- ・中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社とする。
- ・対象は、港湾土木、空港等土木、港湾等しうんせつ工事とし、予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満の工事とする。
- ・以上を踏まえ、地元中小企業の出資比率に応じて加点を行う。

総合評価対象 60				賃上げ実施企業に対する加点
技術提案	企業の能力等	技術者の能力等	4	
40	10	10		4

総合評価対象 60				賃上げ実施企業に対する加点
技術提案	地元中小企業出資比率	企業の能力等	技術者の能力等	
30	10	10	10	4

総合評価対象 60				賃上げ実施企業に対する加点
技術提案	地元中小企業出資比率	企業の能力等	技術者の能力等	
34	6	10	10	4

見直し後の加算点

評価項目	評価基準	加算点
	単体又は出資比率40%以上	6
地元中小企業の出資比率	出資比率35%以上40%未満	4
	出資比率30%以上35%未満	2
	出資比率30%未満	0